

やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設
変異株対策強化及び高付加価値化
支援事業費補助金

申請要領

交付申請受付期間：令和3年8月25日 ～ 令和4年1月31日

「補助金実績報告書」提出期限：令和4年1月31日

令和3年8月

宿泊施設変異株対策及び高付加価値化支援事業事務局
〒400-0031 甲府市丸の内二丁目16番1号 富士急行ビル9階
電話 055-222-6112

【概要】

宿泊事業者が実施する、

- (1) 変異株対策強化のための機器購入等
 - (2) 新たな需要に対応するための取組み
- に係る経費の一部を補助します。

【補助対象者の要件】

次の全ての要件を満たしていること

- ・ 宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）
- ・ 対象となる宿泊施設が、「宿泊業に係るやまなしグリーン・ゾーン認証制度実施要綱」に基づく認証を受けていること。ただし、「変異株対策強化関係」については、令和3年4月30日時点で認証済又は令和3年4月30日時点で認証申請済であること。
- ・ 自己又は自社の役員等が、山梨県暴力団排除条例に規定する「暴力団」に該当しないこと。
- ・ 国、又は法人税法別表第一に規定する公共法人に該当しないこと。
- ・ 政治団体ではないこと。
- ・ 宗教上の組織若しくは団体に該当しないこと（ただし、旅館業法に基づく許可を受けて旅館業を営む施設は、当該事業部分に限る部分について申請可）。
- ・ 以上のほか、本事業の趣旨及び目的に照らして適当でないと判断される施設ではないこと。

【補助対象事業、補助率及び補助限度額】

(1) 変異株対策強化関係

新型コロナウイルス変異株への対策を強化するため、新たな認証基準に対応した機器購入を行う宿泊事業者を補助。

対象経費	対象機器等	備考
不特定多数の人が共有する飲食を提供するスペースにおける変異株対策のための機器等購入	パーティション	(座った人の頭が隠れる高さ、机と同じ幅、十字パーティション等)
	二酸化炭素濃度測定器	
	H E P A フィルタ搭載の空気清浄機	風量5m ³ 。同等以上の機能を有する機種も可とする。
	消毒液・手指消毒用アルコール	手指消毒用（トイレの入口、席の近くに設置）又はトイレのドアノブなどの清拭消毒用
	上記機器等に関連する機器等の購入や上記機器等を備え付けるために必要な費用	設置費、配送手数料、運搬費など

[補助率] 3/4以内
 [補助限度額] 300万円(※)

※ 既に「やまなしグリーン・ゾーン認証施設変異株対策強化機器購入等支援事業」などで支援を受けている場合は、受けた支援金の額が控除されます(たとえば、既に30万円の支援を受けているときは270万円まで、60万円の支援を受けているときは240万円まで、それぞれ利用可能です)。

- ・消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)相当額、振込手数料は、補助対象外です。
- ・令和2年5月14日から令和3年10月31日までに購入した機器等が対象です。
- ・旅館業法に基づく営業許可を受けた施設ごとに申請が可能です。
- ・下記「(2)高付加価値化支援関係」と併用可能です(それぞれの上限300万円、合計600万円以内)。併用する場合は、1つの申請書で両方を申請してください(別々の申請は不可)。
- ・申請期限は令和4年1月31日です。
- ・購入に係る支払い(引落し)は、令和3年12月31日までに完了してください。
- ・事業完了に係る実績報告書を、令和4年1月31日までに提出してください。

(2) 高付加価値化支援関係(新たな需要に対応するための取組み)

安全・安心で上質な環境を提供し、コロナ後を見据えた高付加価値化(※)を実現するため、新たな需要に対応した取組みを行う宿泊事業者を補助。

【取組例】

取組例	主な経費
・大宴会場を個室の食事スペースに改修	左記の取組みに必要となる
・ワーケーションスペース、会議スペースへの改修、体験プログラム用備品の整備	
・グランピング、アウトドア・サウナ等の環境整備	備品購入費
・非接触チェックインシステムの導入	改修工事費
・キャッシュレス決済の導入	システム導入・構築費
・伝統芸能との連携	
・マイクロツーリズムの造成	コンテンツ開発委託料
・ITシステム・モバイルシステムによる情報共有	
・予約管理システムやAIによるデータ分析・需要予測	上記に付随する消耗品費
その他、コロナ後の高付加価値化に資する取組みとして、知事が特に認めるもの	など

【対象外経費等（例）】

取組例	経費の例
原状回復を目的とする取組み	破損した設備の修繕
既存設備の更新・追加	送迎用車両の購入
経常的な経費	電気、ガス、上下水道、ネット回線料、賃料、食材費
高付加価値につながらない物品等の購入	高級絵画の購入
一時的なイベント経費など、継続性が認められないもの	有名人を招いた単発のイベント経費
固定資産（不動産等）購入費	土地・家屋の購入
消費税（地方消費税を含む）相当額	
振込手数料	

※ 山梨県における観光産業「高付加価値化」

「既存の観光資源の価値を高めて他地域との差別化を図るとともに、顧客の期待を上回るような質の高いサービスを提供することにより、観光客の満足度向上、滞在時間の延伸、リピーター化を促し、観光消費額の増大と収益性の向上に繋げる取組み」

[補助率] 1/2以内

[補助限度額] 300万円

- ・消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）相当額、振込手数料は、補助対象外です。
- ・令和2年5月14日以降に着手し、令和3年12月31日までに完了した取組みが対象です。
- ・旅館業法に基づく営業許可を受けた施設ごとに申請が可能です。
- ・上記「(1) 変異株対策強化関係」と併用可能です（それぞれの上限300万円、合計600万円以内）。併用する場合は、1つの申請書で両方を申請してください（別々の申請は不可）。
- ・申請前に、事業計画書（案）を事務局あて提出していただきます（令和3年11月30日まで）。
- ・申請期限は令和4年1月31日です。
- ・経費の支払い（引落し）は、令和3年12月31日までに完了してください。
- ・事業完了に係る実績報告書を、令和4年1月31日までに提出してください。

【申請書類】

- ①やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設変異株対策強化及び高付加価値化支援事業費補助金交付申請書

- ②誓約書
- ③補助事業計画書
- ④各種営業許可証の写し
 - ・食品衛生法に基づく営業許可証の写し（（１）変異株対策関係のみ）
 - ・旅館業法に基づく営業許可証の写し
- ⑤図面、見積書、その他資料等（平面図、仕様書、カタログ等購入予定日備品や工事施工箇所の内容が分かるもの）
- ⑥その他知事が必要と認める書類

【提出方法】

受付窓口へ郵送（簡易書留）又は持参

※書類の不備等がある場合は、再度の郵送等をお願いする場合があります。

【受付窓口】

宿泊施設変異株対策及び高付加価値化支援事業事務局

〒400-0031 甲府市丸の内二丁目16番1号 富士急行ビル9階

電話 055-222-6112

メールアドレス yamanashigz3@gmail.com

[窓口開設時間] 月曜日から金曜日（祝祭日等は除く）午前10時から午後5時

【補助金の概算払いを受けようとする場合】

- ・補助金は、原則として、申請した事業のすべてが完了後に支払われます。
- ・ただし、知事が必要と認める場合には、事業完了前に交付決定を受けた額の6割を上限に概算払いを受けることができます。
- ・概算払いを受ける場合には、必ず事前に事務局に相談してください。

【補助事業の内容を変更しようとする場合の手続き】

- ・原則として、変更前に知事の承認を受けなければなりません。
- ・変更しようとする場合には、必ず事前に事務局に相談してください。

【予定期間内に完了する見込みがない場合の手続き】

- ・交付申請時に記載した予定期間内に購入、改修、支払い等が完了しない場合には、変更、廃止等の手続きが必要になる場合があります。速やかに事務局に相談してください。
- ・実績報告時、「予定期間内に補助事業が完了しなかった理由」を記載する必要があります。

【実績報告書】

補助事業（支払いまでのすべて）が完了したとき、又は知事から補助事業廃止の承認を受

けたときは、速やかに実績報告書を事務局あて提出してください。

- ① やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設変異株対策強化及び高付加価値化支援事業費補助金実績報告書
- ②実績報告書別紙
- ③図面、資料等（平面図、仕様書、カタログ等工事施工箇所や内容が分かるもの）
- ④契約書、領収書等の写し
- ⑤機器等の設置、設備の改修等を実施したことが分かるカラー写真（「変異株対策強化関係」でパーティションを購入した場合には、人が座っている状態のカラー写真）
- ⑥振込先口座と口座名義がわかる通帳の写し
- ⑦その他知事が必要と認める書類

【提出方法】

受付窓口へ郵送（簡易書留）又は持参

※書類の不備等がある場合は、再度の郵送等をお願いする場合があります。

【受付窓口】

宿泊施設変異株対策及び高付加価値化支援事業事務局

〒400-0031 甲府市丸の内二丁目16番1号 富士急行ビル9階

電話 055-222-6112 メールアドレス yamanashigz3@gmail.com

【窓口開設時間】 月曜日から金曜日（祝祭日等は除く）午前10時から午後5時

【その他留意事項】

- ・ 県又は事務局から検査、報告、是正のための措置の求めがあったときは、これに応じる必要があります。
- ・ 山梨県暴力団排除条例第9条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は利用できません。このことを確認するため必要な事項を、山梨県警察本部組織犯罪対策課長に照会する場合があります。
- ・ 補助金に関する支出書類は、交付決定通知書に記載されている財産処分制限期間（記載がない場合は補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間）が経過するまで保存してください。
- ・ 補助金を受けて取得した設備は、県から定められた期間が経過するまで、譲渡や取り壊しなどはできません。（取り壊し等が必要な場合は、県の承認を得る必要があります。）
- ・ 提出書類に虚偽の記載や補助事業の実施に不正行為があった場合、その他、公的資金の助成先として適切でないと判断された場合は、補助金交付の決定を取り消し、すでに補助した額の返還を求める場合があります。
- ・ 補助金の交付が受けられるのは、1施設あたり1回限りです。
- ・ 予算の状況により、令和4年1月31日を待たずに受付を終了する場合があります。

【手続きの流れ】

① 交付申請 予算の状況により、令和4年1月31日を待たずに受付を終了する場合があります。

「交付申請に必要な書類」を提出します（簡易書留又は持参）。

- ・高付加価値化支援関係を利用希望の場合、事業計画書（案）を事前に提出してください（令和3年11月30日まで）。面談等（オンラインの場合あり）により事務局が内容を確認いたします。

【受付開始】 令和3年8月25日（水）

【受付締切】 令和4年1月31日（月） ※当日消印有効

【受付窓口】 宿泊施設変異株対策及び高付加価値化支援事業事務局

〒400-0031 甲府市丸の内二丁目16番1号 9階 電話 055-222-6112

メールアドレス yamanashigz3@gmail.com



書類審査

② 交付決定通知の送付

交付決定通知が送付されます。

- ・通知は交付申請書類を審査し、内容に不備がない場合に送付されます。（内容に不備がある場合、修正の対応をする必要があります。）
（内容が要綱等に適合しない場合は、不交付の通知を送付します。）



③ 補助事業の実施

補助事業を実施します。（令和2年5月13日以前に着手した場合は補助対象外です）

- ・令和3年12月31日（金）までに事業を完了させる必要があります。



※事業内容に変更が生じる場合は、事務局に相談してください。

④ 実績報告及び補助金請求

実績報告書を郵送又は持参します。（簡易書留による郵送又は持参）

- ・提出前に補助対象事業に係る支払いを完了する必要があります。

【受付締切】 令和4年1月31日（月）（必着）

【受付窓口】 宿泊施設変異株対策及び高付加価値化支援事業事務局

〒400-0031 甲府市丸の内二丁目16番1号 9階 電話 055-222-6112



現地検査（必要に応じて実施されます。）

⑤ 交付額確定通知・補助金の受領

交付額確定通知を受領します。

- ・通知は報告書類等を事務局が審査し、現地検査により事業内容に不備がないことが確認できた場合に送付されます。
- ・追って補助金が支払われます（概算払いを受けた場合、既払い分が差し引かれます。）